

## 難病患者等渡航費助成について

久米島町では、島外医療機関へ通院する渡航費の一部助成を行っています。

### ◇対象者

- 難病患者に対する医療等に関する法律に基づき沖縄県が交付する受給者証を有する者
- 児童福祉法に基づき沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者
- 悪性新生物（ガン）に罹患している者であり、かつ、本町以外の医療機関での通院治療が必要と医師が認めた者
- 島外の専門の医療機関で妊婦健康診査が必要であると医師が認めた者
- 本町において治療ができず、島外の専門の医療機関での治療を必要とする児童で町長が特に必要と認めた者

### 【付添人】

- ◇ 対象者が未成年の場合
- ◇ 対象者が介護認定証をお持ちの場合
- ◇ 特別な理由があり、医師により付添人が必要と認めた場合

※ 介護認定を受けていないが、身体的介助が必要な方が対象となります。



【助成額】：対象者／付添人 往復1万円を上限とする

※ ポイント、クーポンを利用した場合は対象外となっておりますのでご注意ください。

※ 小児運賃の場合、商工観光課での手続きもありますのでご確認ください。

【助成回数】 制限なし

申請について

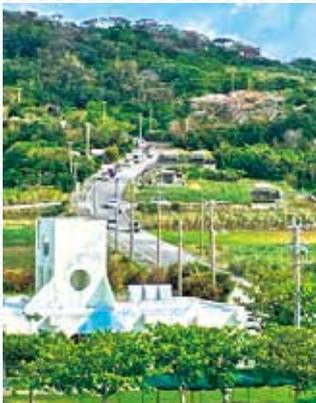
申請を受ける際は、医師の記載を必要とする **意見書**「島外の医療施設における治療等の必要性に係る意見書」の提出が必要となります。

※ 新年度が始まっております。継続して申請している方も初回申請時に必要となりますので事前に福祉課でお受け取りください。

※ 事業詳細は福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ 久米島町役場 福祉課 ☎985-7124

## 台湾東部沖地震の津波警報による避難について



▲ 高台に避難する様子

4月3日午前8時58分ごろ、台湾東部沖を震源とする推定規模マグニチュード7.7の地震が発生した。この地震により津波が発生し、宮古・八重山地方、沖縄本島地方に「津波警報」が発表された。地震発生直後、気象庁からの緊急地震速報が流れ、町の防災行政無線においても高台へ避難するよう呼びかけを行いました。久米島町では、災害対策本部を設置し、各避難所での避難誘導・避難支援を行いながら情報収集等の対応にあたりました。

町内での避難者は、沿岸部の地域で清水校区(340名)、久米島校区(420名)、仲里校区(416名)、美崎校区(317名)となっております。(対策本部への報告のみ)今回の津波警報では、避難についての多くの課題がありました。

毎年実施している防災訓練では、地域や職場、学校等において徒歩による避難訓練を行っていますが、今回の避難においては、車での移動により避難経路で渋滞が発生した津波避難場所があったので、引き続き検証が必要となっています。

また、要配慮者の避難方法の確認や避難場所で現状を把握するための情報収集や飲料水、トイレの問題など、避難する状況が長引くほど様々な問題が出てきます。

これらの課題を少しずつ解決しながら防災・減災に繋げていかなければなりません。